**板橋区における障がい者差別の相談等対応状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和2年2月7日（金） | 資料3 |
| 令和元年度第1回権利擁護部会 | |

１　平成30年度の相談受付の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象機関 | 差別に関する相談 | 合理的配慮  に関する相談 | その他 |
| 行政機関（板橋区以外を含む） | 0 | 3 | 1 |
| 民間事業者 | 0 | 3 | 0 |
| 雇用関係 | 1 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 合　計 | 1 | 6 | 1 |

２　令和元年度（1月末まで）の相談受付の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象機関 | 差別に関する相談 | 合理的配慮  に関する相談 | その他 |
| 行政機関（板橋区以外を含む） | 0 | 0 | 0 |
| 民間事業者 | 0 | 6 | 1 |
| 病院関係 | 1 | 0 | 1 |
| 雇用関係 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 合　計 | 1 | 6 | 3 |

３　障がい別内訳  
※R1は1月末現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障がい | 身体 | | 知的 | | 精神(発達含) | | 不明 | |
| 年度 | Ｈ30 | R1 | Ｈ30 | R1 | Ｈ30 | R1 | Ｈ30 | R1 |
| 人数 | 6 | 4 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |

３　平成30年度の対応事例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 種別 | 概要 | 対応 |
| １ | 合理的  配慮 | 区役所の事務室のレイアウトが、障がい者目線で考えられておらず、壁を感じる。（カウンターの高さ、キャビネットの配置など） | カウンターについては、場合に応じて隣接部署の低いカウンターを借りて対応するなどの工夫をしていること、キャビネット配置については個人情報保護など様々な観点から総合的に判断した配置である旨を説明した。 |
| ２ | 合理的  配慮 | 区施設（4館）の送迎バスが車いす対応ではない。 | 施設の運営維持等に関わるためすぐに福祉バス等に切り替えることは予算上難しいが、代替手段の検討などを行う。 |
| ３ | 合理的  配慮 | 電話リレーサービスを区でも行ってほしい。 | 窓口来庁者からの電話代行の相談は対応している。  相談者はFAXでの依頼・代行を希望していたが、人員配置等の関係上対応が難しい旨を伝えた。 |
| ４ | 合理的  配慮 | 映画館での日本語字幕対応、字幕メガネ貸出の希望。 | 該当映画館に聞き取りの結果、字幕上映については日時や期間が限られるが上映しており、字幕メガネについては、要望としては把握しているため需要と併せて検討していくとの回答があった。 |
| ５ | その他 | 福祉事務所の担当ワーカーの対応が悪い。 | 該当事務所や担当者については提示されなかったが、本件への対応としては今後も法律の庁内での周知徹底を行うこととした。 |
| ６ | 差別 | 職場に障がいがあることを伝えたところ、一緒に働けないと言われ辞職をすることになってしまった。 | 雇用関係に関する問題となるため、東京労働局の該当窓口を案内した。 |
| ７ | 合理的  配慮 | 自宅ポストへチラシが入っており、その内容について連絡をしたいと思ったが電話番号の記載のみで聴覚障がいのある相談者は連絡できなかった。 | 該当企業へ連絡を取り、本人同意のもと企業と本人がメールでやりとりを行えるよう調整した。  また、今後はチラシ等には電話番号だけでなくFAXやメールアドレスなどを記載するよう依頼した。 |
| ８ | 合理的  配慮 | バスで障がい者割引をお願いする際、いつも対応が悪い運転手がいる。 | 相談者の特定を避けるため、相手を特定せず該当バス会社全体に注意をしてほしいとの希望だったため、該当バス会社へ法の趣旨等を説明し注意喚起を行った。 |

４　令和元年度の対応事例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 種別 | 概要 | 対応 |
| １ | 合理的  配慮 | 障がい者雇用の集団面接で、他の人にも聞こえる状態で障がい状況についてしつこく聞かれてショックを感じた。 | 合同面接会を主催した企業では、合同面接会であるため他の人にも聞こえる状態で障がい状況についての質問等がされることは事前に喉頭説明を行っていた。  今後は再発防止のため書面で提示を行い、サインをもらうこととした。 |
| ２ | 合理的  配慮 | 心身の性の不一致を理由に、個別の更衣室の用意を依頼したが、代替案の提示もなく断られてしまった。（以前同一企業に同様の依頼をした際は対応してもらえた。） | 東京都に本件について確認した結果、LGBT問題として専門相談窓口を紹介することとなった。 |
| ３ | その他 | 一般雇用として面接を受ける予定があるが、障がいがあることを理由に断られた場合に対応してもらえるかどうかという相談。 | 面接前に直接企業へ雇用を促すと言ったことは出来ないが、そういった差別を受けた場合には相談してほしい旨と、区以外にも労働局等が対応する事となる旨を伝えた。 |
| ４ | 合理的  配慮 | マンション管理人から共用部分に電動車いすを置かないよう注意を受けた。 | 火災予防条例に基づき管理人から指摘があったものと思われることを伝えた。  ただし、車いすの場合は緊急時の避難等を考えると一概に条例違反と決めつけられるものではなく、個別ケースについては消防署の判断となるため、管理会社と消防署を交えて相談を行うことを勧めた。  また、消防署が問題ないと判断したにもかかわらず引き続き指摘を受ける場合は合理的配慮の不提供等にあたる恐れがあるため再度相談してほしい旨を伝えた。 |
| ５ | その他 | 病院との治療方針のずれ、嫌がらせを受けているとの相談。 | 相談内容から障がいによる差別であるかどうかが判断できず、病院に関する相談でもあったため患者の声相談窓口を案内した。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 種別 | 概要 | 対応 |
| ６ | 差別 | 医師が、本人である自分ではなく付添者に手続き等の話をしていた。 | 病院に関する相談であったため、患者の声相談窓口を案内した。 |
| ７ | 合理的  配慮 | 商業施設のサービスカウンターにて、商品入荷時の連絡や落し物が見つかった際の連絡はすべて電話で行っており、FAXやメールでの対応を断られた。（相談者は聴覚障がい） | 該当施設へ法や条例の趣旨について説明し対応を依頼し、今後はFAXでの対応も行うこととなった。 |
| ８ | その他 | 演劇のチケットを車いす等配慮が必要な場合は事前連絡が必要とされていたため連絡をしたが、対応相手の態度が、障がいがあるからと馬鹿にされているように感じた。 | 相談者の希望の聞き取りの結果、該当企業への注意喚起は望んでおらず、相談できる窓口を探していたとの事。 相手先の提示が無かったため、また対応について相談があれば連絡をしてほしい旨伝えた。 |
| ９ | 合理的  配慮 | 今までメールで対応してくれていた人が退職してしまったようで、対応はFAXか郵送のみと言われてしまったが、レスポンスが遅くなってしまうので今まで通りメールで対応してほしい。（相談者は聴覚障がい） | 該当企業に確認したところ、直近で会社の合併がありその関係で業務の見直しを行った際に個人情報保護等コンプライアンス強化のためメールでの対応を一律取りやめたとのことであった。  別途本人からも要望があったためメールで対応できないか検討中とのことであり、後日正式にメール対応を行う事となった旨連絡があった。 |
| 10 | 合理的  配慮 | 飲食店の座席のあるフロアが段差の先にあり、車いすでは入店できなかった。 | 該当店舗に確認したところ、相談内容について把握しており、スロープの購入・設置を検討中であるとのことであった。 |